

第1回山口県人権施策推進審議会会議録

注1) 委員等の紹介部分は省略しました。

注2) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：平成18年7月10日(月) 午前10時から11時15分まで

○開催場所：県庁共用第3会議室(本館棟4階)

(事務局)

皆さん、おはようございます。10時、定刻になりましたので、ただ今から山口県人権施策推進審議会の第1回目の会議を開催をさせていただきます。最初にお断りを申し上げますけれども、本日は最初の審議会でございますので、写真を撮影させていただくということを御了承願いたいと思います。

それではまず、審議会の開催に当たりまして山口県知事二井関成が御挨拶を申し上げます。

(知事)

皆さん、おはようございます。審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

当審議会は、この4月に設立をされましたが、今日が初めての会議でございます。委員の皆様方には大変御多忙の中、委員に御就任をいただきましたことを心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、21世紀は人権の世紀だと言われておりまして、人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて幅広い人権問題への対応や人権を尊重した行政の一層の推進が求められておりまして、人権に関する諸制度の整備や諸施策が推進をされてきております。しかしながら、私たちの身の回りを見ますと、今なお、様々な人権問題が幅広く存在をいたしております。また、国際化や少子高齢化、情報化など社会情勢の変化に伴い、新たな課題も発生をいたしております。

このために、県におきましては、平成14年3月に人権に関する総合的な取組を進めるための基本指針となる山口県人権推進指針を策定をいたしまして、これに基づきまして、市や町をはじめ関係機関や関係団体等との緊密な連携の下に、県民一人ひとりがかけがえのない命の主体者であるという人権尊重を基本的な考え方として、人権に関する諸施策を総合的に推進をまいりました。こうした取組を通じまして、すべての県民の方々の人権が尊重され、誰もが山口県に生まれ、育ち、そして住んでよかった、というふうに実感をしていただけるような、住みよき日本一の県を目指さなければならないと考えているところでございます。

当審議会において、日頃から、それぞれの分野で御活躍をされておられます委員の皆様方から御意見をいただくことは、大変意義深いものがあると考えております。いただきました御意見を踏まえて、幅広い人権課題への対応やより一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、県民一人ひとりの人権の尊重された心豊かな地域社会の実現

に向けて取り組んでまいる所存でございます。

なお、本日は指針策定から4年が経過をいたしまして、人権に関連した法整備も進み、分野別施策の記述内容との整合性を図る必要が生じたことから、山口県人権推進指針の見直しについてお諮りをすることにいたしております。

どうか、皆様方におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。今後とも、どうかよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、ここで本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。

本日は18名の委員中17名の委員が御出席でございます。委員の過半数を超えておりますので、審議会規則第5条の規定によりまして、本日の会議は成立することを御報告申し上げます。

本日は審議会設置後初めての会議でございますので、ただ今から、委員に御就任いただきました皆様方に二井知事から委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。

(二井知事から各委員へ委嘱状の交付)

(事務局)

それでは議事に入ります前に、委員の皆様方のお手元に配布の資料の名簿に沿いまして、順次、窓側にお座りの委員から御紹介を申し上げたいと思っております。

(委員紹介)

(事務局)

最後に本日御欠席でございますけれども、もう、お一方、武下委員さんがいらっしゃいますので御紹介を申し上げておきます。

ここで、皆様方にお断り申し上げます。二井知事は所用のためここで退席をさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

(知事)

では、どうかよろしく願いいたします。

(知事退席)

(事務局)

それでは議事に入ります前に、続きまして県職員の御紹介を申し上げます。

(県職員紹介)

(事務局)

続きまして、当審議会の幹事を御紹介いたします。審議会規則の第7条の規定に基

づきまして知事が任命したものでございます。お手元に配布しております名簿のとおりでございますので、時間の関係上、紹介は省かせていただきたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議題の審議に先立ちまして、皆様方に御了解をいただきたいと思います。本審議会は公開を原則といたしております。従いまして、審議の内容をまとめた議事録も公開といたしまして、県のホームページには審議内容要旨を掲載する予定としております。また、議事録の作成についても正確を期するために、審議会の内容については録音させていただきたいというふうに考えておりますので、御了承いただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

(事務局)

ありがとうございました。それでは、今後、そのように取り扱うこととさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、審議会規則では、議事は会長であります議長が進行することになっておりますけれども、本日は初めての会合でございますので、会長がまだ選任をされておりません。従いまして、会長の選任につきましては、事務局の方で議事を進行させていただけたらというふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

(事務局)

はい。ありがとうございます。

それでは、御異議がないようでございますので、そのように進めさせていただきたいと思っております。

会長につきましては、審議会規則の第4条におきまして、委員の互選により定めるということとされております。どなたか御推薦がございましたらお願いを申し上げます。

(寺尾委員)

事務局で何か御案があればお願いします。

(人権対策室次長)

それでは、ただ今、寺尾委員さんの方から事務局案との御意見がございましたので申し上げます。

事務局案といたしましては、香川委員に会長をお願いしてはいかがかと考えております。

(事務局)

ただ今、事務局案として香川委員さんに会長をとの提案がございましたけれども、いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

(事務局)

では皆様の御賛同をいただきましたので、会長は香川委員にお願いすることに決定をいたしました。

なお、会議の議長は、審議会規則の第5条の規定によりまして、会長が務めるということになっております。会長には、議長席へ御移動をいただきまして、以後の議事進行についてよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

(議長)

失礼いたします。ただ今、皆様方の御承認をいただきまして、山口県人権施策推進審議会の会長をお引き受けいたすことになりました香川と申します。就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

冒頭、私たちの身の回りには様々な人権問題がある、また新たなる課題も発生しているという知事の御挨拶がございました。今日、私たち誰もが、人権侵害の被害者にも、また加害者にもなり得る状況にある、こういうふうと考えております。こうした状況を踏まえて、人権に係る施策の推進について、幅広く様々な分野の方々からの御意見をお伺いし、そして、それを県政に反映するということを目的として、このたび恒常的な審議会が設置されたということは大変意義あるものではないか、こういうふうと考えております。

委員の皆様方には、様々な分野から御就任をされておられるわけでありまして、それぞれの立場から日常活動を通じてのお考えをいただき、それを審議会、そして県政に反映されればということを期待しております。私も大変微力でございますが、会長としての重責を果たすべく最大最善の努力を傾注してまいり所存であります。

どうぞ、委員の皆様方には格別の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

どうぞ、お願いいたします。失礼いたしました。

(拍手)

(議長)

よろしいでしょうか。では、続きまして、早速、会長が議事を進行しなさいということで、今、今日の議題の1の会長選任が終わったと思います。

引き続きまして、副会長の選任についてお諮りをしなければなりません、これに

つきましても、今日こうやって初めて一堂に会しておりまして、できましたら事務局の方の、もし御案があれば、それをもって進めさせていただけたらと思えますけれども、いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

(議 長)

それでは、一つ、事務局の方よろしく願いいたします。

(人権対策室次長)

それでは事務局案といたしまして、副会長として加屋野委員さんを、いかがでございましょうか。

(議 長)

それでは、今、加屋野委員さんに対する副会長の案が出ましたけれども、いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

(議 長)

それでは、加屋野委員さん、よろしく願いいたします。
一言、御挨拶をお願いします。

(加屋野委員)

微力でございますけれども、就任いたしましたからには、一生懸命努力して務めさせていただきますと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、議題の2の山口県人権推進指針の分野別施策の推進に係る見直しについて諮問をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(環境生活部長、議長席前に進み、諮問書を読み上げ)

(環境生活部長)

山口県人権施策推進審議会会長様。山口県知事。山口県人権推進指針における分野別施策の推進の改定について諮問。

山口県人権推進指針における分野別施策の推進の改定に当たり、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

本県では、平成14年3月、山口県人権推進指針を策定し、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を目指す取組を推進しているところですが、その後の

社会情勢の変化等に伴い、人権問題を取り巻く環境が大きく変化をしています。そのため、このたび指針の分野別施策の推進に係る記述内容について見直しを行うこととしたところです。つきましては、指針策定後の社会情勢の変化や個別の人権課題に係る法整備の状況等を考慮の上、山口県人権推進指針の「第4 施策の推進」その「第4 分野別施策の推進」に係る記述内容について御意見をお示しください。

よろしくお願いたします。

(議長)

ただ今、知事より山口県人権推進指針の分野別施策の推進に係る見直しについて諮問をいただきました。

これについて、事務局から指針の見直しの趣旨等について御説明をお願いいたします。

(人権対策室次長)

それでは、分野別施策の推進の見直しについてということで説明をさせていただきます前に、お手元に山口県人権推進指針をお届けしております。その概要につきまして、若干説明をさせていただきます。

山口県人権推進指針は、平成12年に県内の有識者29名からなる山口県人権施策推進協議会を設置し、平成14年3月までの間、8回にわたる協議会を開催し策定しております。

お手元の指針をめくっていただいて、目次を開いていただきたいと思います。本文構成は5部構成として、第1 策定に当たって、第2 指針策定の背景、第3 指針の基本理念、キーワード、第4 施策の推進、第5 推進体制となっております。本文以降は、資料として世界人権宣言、日本国憲法などを掲載しております。

1ページを開いていただきたいと思います。1の指針策定の趣旨では、先ほど知事の挨拶にもありましたが、人権の世紀、21世紀を迎え、県民一人ひとりの人権が尊重された、心豊かな地域社会の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、山口県人権推進指針を策定したとしております。2の指針の性格では、この指針の趣旨を踏まえ、県は県民の人権を尊重した行政を推進するとともに、広範にわたる人権諸施策を総合的、計画的に推進するための指針とするとし、市町に対しては県と連携の取れた一体的な施策の推進を図るとともに、地域住民に密着した積極的な取組が実施されることを期待するとし、また県民や団体等に対しては、それぞれが主体者としての認識の下、自主的な活動が展開されることを期待するとしております。指針の期間は平成14年度から平成22年度までの9年間としております。

次に、2ページから4ページの第2 指針策定の背景では、人権を巡る国内外の状況、山口県の状況と人権課題との状況を記述しております。

それから、5ページを開いていただきたいと思います。第3 指針の基本理念、キーワードでは、基本理念として山口県民が、県民すべてが一生の間、家庭、地域、職場、学校、施設その他あらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して、自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのな

い尊い命の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とするとしております。キーワードはいのち、じゆう、びょうどう、きょうせいとして、4つの視点で施策を推進することとしております。この5ページの基本理念とキーワードは、山口県人権推進指針の他県とは違った本県の特徴を出したところがございます。大変重要なところがございますので、十分に理解をしていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、6ページからの第4 施策の推進では、1 人権を尊重した行政の推進として、県が行う全ての業務は何らかの意味で人権に関わりがあり、人権と無関係の部署はないとし、職員一人ひとりが県民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、人権尊重の視点からの業務の点検、見直し、適正な情報公開の実施など、人権に配慮した取組の推進や職員研修の充実を図ることとしております。2の人権教育、人権啓発の推進では、人権教育の推進として、学校や地域社会における取組、家庭教育への支援、人権啓発の推進として、基本的人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動の推進、県民の自主的な人権学習の取組について、資料や情報の提供などの支援の推進、啓発内容、啓発手法等の検討をすることとしております。3の相談・支援では、体制の充実を図ることとしております。4 分野別施策の推進では、9ページから21ページまでに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、感染症患者等、ハンセン病問題、罪や非行を犯した人、その他の人権問題について、それぞれ現状と課題、基本方針を記述しております。今回の審議会の諮問は、この分野別施策の推進の見直しについて御意見を伺いたいと考えているところでございます。

それから、22ページをお開きいただきたいと思ひます。第5 推進体制では、1それぞれの取組として、この指針の目指す県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現のためには、県民、民間団体、企業においても、それぞれ果たす役割があり、行政との理解と協力のもとに活動していく必要があるとしております。2の推進体制として、県庁内における推進体制の整備、行政や民間団体等からなる推進組織の設置を検討することとしております。本審議会の設置につきましても、この指針に掲げる推進体制として、このたび設置をしたところでございます。

以上、山口県人権推進指針の概要について説明をさせていただきましたが、次に、今回の諮問いたしました見直しの趣旨につきまして説明をさせていただきます。

先ほど知事から会長に諮問しましたように、指針策定から4年が経過し、社会情勢の変化等に伴い人権問題をとりまく環境が大きく変化をしてきています。このため、指針の記述内容と現状の乖離が大きく、指針の分野別施策の推進の一部が使用できない状況にあります。

女性問題では、DV対策として、平成17年度に山口県配偶者暴力対策基本計画が策定され、関係機関と連携し、被害者からの相談や自立支援等を迅速に行う体制が整ってきております。また、子どもに関しましては、児童虐待についての早期に発見するための通告義務の強化などを柱とする児童虐待防止法が平成16年に改正をされ、平成18年3月には、子ども虐待防止に関わる援助関係者の連携マニュアル改定版が作成され、より積極的な対応がなされてきております。高齢者問題では、高齢者虐待防止養護者支援法が平成18年4月から施行され、高齢者虐待の定義の明確化、虐待を早期に発見するための通告義務などが規定されております。障害者問題につきまし

ては、御存知のとおり、本県の施設において虐待問題が発生するなど、障害者の虐待防止についての記述の必要性が生じております。同和問題につきましては、特別対策の終了や本県における同和行政と教育のまとめを行い、部落問題対策審議会を廃止したことなど、まとめに基づく記述の必要性が出てきております。

以上のように、全体的に人権に関する法整備の体制整備が整っている状況にあります。これらを的確に記述することにより、現状と整合性のとれた指針としていきたいと考えて諮問をしたところでございます。

委員の皆さんにおかれましては、何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、私からの説明とさせていただきます。以上です。

(議長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたけど、本審議会においてはこれを受けて、今後、見直しに向けた議論をお願いすることになります。委員の皆様方の活発な議論をお願いしたいと思います。

それでは、見直しに向けた今後のスケジュールについて、事務局から御説明をいただきたいと思っております。

(人権対策室次長)

それでは、引き続きまして、山口県人権推進指針改定スケジュールということで一枚もののペーパーをお手元にお届けしていると思っております。資料の一番最後に付いております。審議会関係とそれから事務局関係ということで、平成18年7月10日から19年6月ということでスケジュールを立てております。

審議会関係で言いますと、今日を含めまして、一応5回の審議会を開いていき、審議をしていきたいと考えております。事務局関係で見ますと、これから本格的に、県庁内のワーキンググループにより、先ほど申し上げましたような内容につきまして、いろいろ事務的な作業を進めて見直しをしていきたいと考えております。

まず、今日、諮問をさせていただきました。次の第2回目の審議会を10月頃を予定をさせていただいております。見直し素案を検討していただくということでございます。素案につきましては、なるべく早く10月の2週間ぐらい前には、各委員さんへお届けができればと考えております。その間、事務局においては、見直し素案の検討を始めまして8月には取りまとめ、それから見直し素案の調整などをやっていきたいと考えております。

それから、10月の見直し素案の検討ということで、第2回目の審議会の意見を踏まえて、人権対策室と関係課で検討をしていきたいと考えております。12月には県議会の意見を聴取するというかたちで、県議会にも意見を聞いてみたいと思っております。

それから、第3回目の審議会を2月初旬に開催をさせていただきたいと思っております。この時は見直し原案を審議いただきたいと思っております。事務局の方では、見直し案の検討をすると同時にパブリックコメントも実施していきたいと考えております。

そして、第4回目で、ほぼ見直し案の取りまとめを図っていきたいと考えております。

そして、19年の6月には、答申をいただきたいというスケジュールでございます。

見直し関係の資料につきましては、なるべく早く委員の皆様の方に検討材料としてお届けしたいと考えております。審議会から審議会の間期間につきましては、常に、事務局、窓口を開けております。意見がございましたら随時受け付けますので、審議会だけというのではなくて、審議会から審議会の間、時間がございましたら、いつでも御意見をいただきたいと、かように考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

(議長)

ありがとうございます。ただ今、事務局から今後のスケジュールについての説明がございましたけれども、これまでの説明について何か御意見がございませんでしょうか。

どうぞ。

(中島委員)

私は、県の人権推進指針が策定された施策推進協議会に参画させていただいた一人としてですね。会長も当然協議会に参加しておられたわけですが。

皆さん方のお手元にある、県の指針の冊子であります。目次のところを見ていただくとよくわかるのですが、全部で5つ、大きな柱があります。その中の4番目の柱、今回、その中でも4つ小柱がある。その小柱の関係の分野別の施策のみで知事の諮問をされて、スケジュール的にも約1年ぐらいかけて答申を出していくという形を取られています。

ただ私は、この指針の策定に関わった者の一人として、意見を言わせていただくならばですね。

当時協議会の中で、最後の開催の時もお願いをしていたわけですが、当初、平成12年の2月であります。山口県における人権行政の進め方ということでもまとめられています。県庁内部で。その中で、協議会を設置をするという項目も当然ありますし、その協議会で今後のですね、指針を出した以降の部分についても意見を聞きながらやっていくんだと。これは当時資料で出されまして、この人権施策推進協議会の役割といいますか、指針策定をはじめというのは、指針を策定してそれ以後人権施策の推進に当たって、提言を求めるための協議会を設置をするんだと。

これが、協議会の途中でいきなりですね。指針を出したら、もう協議会を解散するんだと、全く唐突に出されてこられました。

私はそういう意味では、県自身が出した方向性の部分からも少し、それでは協議をする場はどこにあるのかという部分で、当時意見を言わせていただきましたけれども、結局そのまま4年間、人権に係わる協議をする場がないままに、今日を迎えている。

もう一つは、当時ですね、私は、この指針の1ページに、やまぐち未来デザイン21、いわゆる県の総合計画であります。この部分も当時の協議会に資料として出してほしいと、そういうお願いをしました。このやまぐち未来デザイン21が、当時の協議会の委員の方々にも十分わかっていなかったはずで、そういった意味で資料として出してほしいと、公に出しておるわけですから。

そういう部分の約束を守っていただけなかった。とうとう、このデザイン21については、資料の配付を、県としてはされなかった。そういったことも含めてですね、やまぐち未来デザイン21に基づく、部分別基本計画等の推進に当たって、本指針の趣旨に沿った取組を行うと。これは、これそのものが全く具体的になってないわけですね。意味がよくわからない。

そういう意味では、私は、今回ですね、諮問をかけて答申を出すというのであれば、指針そのものも、分野別を中心としてもいいのですが、これは論議をしなくては行けないと思います。

確かに、見直しをしないといけないというのはよくわかるのですが、その部分については、やぶさかではないんですが。指針の部分の、今日の資料にもですね。ここでは、山口県人権推進指針改定スケジュールとなって。私は、やはり、やるのであれば全体の部分で見直しをしないといけないところも含めて、あるのであれば、分野別だけにこだわらず、分野別を中心とした部分で補足なり、修正という形も含めて、全体の部分をやはり、1年あればですね、協議するべきだと。

ましてや、分野別に入る前の8ページですか。相談・支援体制の充実という項がありますが、これも当時は、全国的な問題も山口県における問題も含めて、状態としては少し不十分だと。今後、進捗状況を見ながら、これをいわゆる補完していきたいとか、充実していきたいんだという意見を聞いています。

この8ページは、非常に短いですね。ここはやはり一番最初ですね、1ページの指針の期間のところに、平成22年までの9年間というのがありますけれども、この下が大事なんですね。

当時、私の言った部分の裏付けになるような文章なんですね。この指針に基づいた諸施策の推進に当たっては、進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題にも弾力的に対応しながら計画を推進すると。そういうことを書かれています。

そういった意味では、先ほどから言っていますように、分野別の状況がいろんな分野の関係で、先ほどの報告にもありましたように、随分変わってきています。当然これは見直しをするべきだろうと、それはわかるのですが、そういった意味では、補完するなりですね、修正するなり、充実させていくという観点からですね、ここに資料にあるように指針の改定をするという立場で私はやるべきだと、そういうふうに思っています。

(議長)

はい。ありがとうございます。何か他に御意見ございませんでしょうか。

今、御意見がお一人、中島委員さんから出ましたけれども、この審議会の進め方としては当然、皆さん方個々の御意見を伺いながら全体としての意見をまとめるという形になろうかと思えます。それと、この審議会の性格というものが、諮問に答えるということが、この審議会の大きな建前になっておりますから、当面、今日諮問された事項を中心として審議していくということになろうかと思えます。

今、大変熱意のある御意見をお伺いいたしました。私も、その4年前の策定に関わった者の一人であるわけですが、大きく分けてこの指針というものが、総則的な部分と各論的な部分からなっておるわけですが、9年という短い期間ではあります

けれども、総則的な部分というのは、これは基本理念といいますか、ほぼ9年間、最低9年、あるいはそれ以上に、この普遍的な理念を定めたつもりで関わった委員さんでこしらえたものだと、私はそう自負しておりました。しかし、各論的な部分につきましては、時代の変化というものがありますから、当然それによって修正、見直し部分が出てくれば見直すのが当然だろうと思いますし、だからこそ、こうやって恒久的な審議会の設置に至ったのではないかと思います。

そういうことからしまして、まず、とりあえず今後の進め方としては、諮問に沿って意見を伺い、審議をします。その中で、皆さん方の多数の方が、本論、総則の部分まで、これはどうしても見直さないといけないぞということがあれば、それは最後の答申の段階の付帯意見としてお示しすると。今回の答申は、あくまでも分野別の部分に対する答申でありますから、そこを中心として議論を進め、この審議会としては進めざるをえないのではないかと、僭越ではありますけど、そのように考えているわけです。

そういうことで、次回以降ですね、また案が早目に出されるということがございますので、しっかりとよく読んでおいていただいて、それぞれの委員さんが、それぞれのお立場で意見を述べていただくと、それをまず持って進めていく、そういう中で、どうしても元に戻らないといけない部分が出てくればですね、これは皆様方の総意によって、これはあくまでも付帯意見として、これをお示しするということになるのではなかろうかというふうに思っております。

他に御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

(坂元委員)

先ほどの中島委員の意見に関連してなんですが、私は基本的に賛成いたします。

特に、指針の性格のところでは触れられたやまぐち未来デザイン21、これが出ないという理由が少し理解できない。まさにここが、この注を見ますと2010年までの県政の運営指針、こういうふうに書いてあります。

したがって、私たちが諮問に拘束されるかどうかというのは、一つの問題だと思いますが、仮に拘束されるとしても、将来を見通して、それから指針と現状との乖離ということが、この諮問の基本になっているわけですから、このデザインをやはりお示ししていただきたいというのが、それが私たちの考える一つの拠り所になるのではないかと、こういうふうに思います。それが1点。出せないとすれば、出せない理由をですね、事務局の方できちんと御説明いただきたい。

それから、2点目ですけれども、2回以降の日程が予定されていますね。10月と来年の2月と4月、6月。おそらくそれぞれの委員の皆さんは日程がタイトだろうと思いますので、できれば今日、おおよそ、2回目はいつ、3回目はいつ、そういう日程についても、ある程度の合意をしていただきたい。特に私の場合ですと、10月の1週、2週は、ほとんど出張でいないという、こういうふうな状況でもありますので。おそらく大なり小なり他の委員の方々も同じだと思いますから、予め日程が決まれば、決めていただければありがたいと思います。以上の2点です。

(議長)

はい。ありがとうございます。今後の日程につきましては、当然、今日できれば、次の日時をお伺いしようというふうに思っておりましたので。

では、今の1点目について、事務局の方で何か御発言ございますでしょうか。

(人権対策室次長)

それでは、若干説明をさせていただきます。

今、まず中島委員からお話しがあった点と、それから坂元委員から話があったデザイン21の関係でございますが、策定当時、協議会において、もうすでにデザイン21は策定がされておりました。平成12年に協議会を設置して以降、協議する中でデザイン21の話が出てきたわけでございます。提出されていないとか入っていないとかいう部分については、その資料として協議会に提示がなかったという部分だろうと、私ども理解しております。

ただ、今後、この審議会において、いろいろそのような齟齬がないように、私どもも皆さんの色々な意見をお伺いしながら、資料提供等についても万全を期していきたいと考えております。

それから、日程調整につきましては、後ほど、第2回目の日程ということでお諮りをさせていただきますと考えております。以上でございます。

(議長)

はい。どうぞ。

(中島委員)

デザイン21の関係、非常に歯切れが悪いのですよ。審議会の委員の皆さんに資料としてなぜ渡せないのですか。齟齬を来たさないように、その時にどうのこうのというような話と違うと思うのですよ。即、渡してくださいよ。もう既にできあがっているわけですから。もうできあがって7、8年経っているわけでしょう。さらに、このデザイン21の関係では第5次の実施計画に入っているわけです。最後の実施計画に。

そういう段階の中で、本体のものをね、出さないままに、性格のところでは私が先ほど言いましたように、出して、これでも関連できちんと位置付けないといけないと言っても、つじつまが合わないでしょう。何故こだわっているのかよく分からないのですよ。県民に公にしているものですからね、これは。

何故、すぐ、その資料をきちんと送付するなら送付しますということで、答えてもらえないのかよくわからないんです。先ほど坂元委員さんも言われたように。そのところ、よく分からないのです。出すのに何故そんなにこだわりがあるというのが。こだわる必要、全くないと思うのですよ。私は。

(議長)

お願いします。

(人権対策室次長)

デザイン21につきましては、策定されておりますものと、それから先ほど中島委員、

言われましたように、第5次の実施計画が平成18年3月に策定をされております。最初のデザイン21の在庫があるかどうか少しわかりませんが、第5次につきましては、早急に手配をして委員の皆様方にお届けをさせていただきます。

今日お手元に届けられなかったことにつきましては、事務局としてお詫びをさせていただきます。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。いいですね。

(中島委員)

在庫があるかどうかわからない。元のですね。そう言われると、デザイン21に基づくという、この指針の一番大事な性格のところを謳っていてですね、その在庫があるかないかわからないみたいな、それは少しまずいのではないかと思いますよ。私は。

(議長)

はい。どうぞ。

(人権対策室長)

今、室次長の方が言いましたのは、もうできて相当経っております。御覧になった方もあろうかと思えますけど、相当の部数にあたるものです。今日18名の、まあ1名欠席でございますが、皆さんにお配りする、あるかどうかというのは今言ったことであります。中身については、今言うようにうちの方、いかようにしてもお配りしましょう。

第5次の実行計画は今できたばかりですから。中島委員の方から今発言がありました。これに基づいてと言われましたけど、そこを、読んでいただくとわかるように、それに基づく部門別基本計画の推進に当たっては、本指針の趣旨に沿った取組を行うことというふうになっておりますので。だから別に、このデザイン21に基づいて作っておるということではなしに、人権問題というのは広範多岐、県政全般にわたるものでございますから、そういうものに基づくそれぞれの部門別の計画の実施に当たっては、そういうふうな人権尊重に基づいた考え方に基づいて、推進するということが基であると思っておりますので、一応参考のために説明させていただきます。以上です。

(議長)

今、早速お配りするということと、今お話がありましたように、今の説明によると、我々が作った指針がそのまだ上にあるんだということですね。指針がその基本になっている。その指針に基づいて部門別の施策が、このデザイン21の中で実施されるということをお聞きしたわけですけども。はい、他に御意見は。はい、どうぞ

(石川委員)

これはお願いなんですけど、多くの委員の皆さんの中で私一人かもしれませんけれども。色々な分野別の施策が講じられておりますけれども、常識的には私も一応理解しているつもりですけども、実際、現場でどのような差別があり、どのような人権侵害がなされておるかということをお互い委員が共通理解をすることが、まず私は大事である

うと思います。自分なりに理解していても、現場で実際このようなことがあったんだというような事例を聞きながら、お互いが共通の意見を持って審議に当たることが、私は大事ではなかろうかと思うのです。

先ほど、会長さんの挨拶にもありましたように、誰もが差別を受け、誰もが差別をする、そういう状況があると言われましたけれども、同和問題だけは差別をする側と差別をされる側とがはっきりしております。まあ、その辺も具体的に、それなら現在どういう部落差別があるのかなのか、皆さん御存じないと思います。

これは、行政にもお願いですが、誰がどこでということは別にしましても、県下でこのような部落差別があった、学校の中でこのような子どもたちが差別発言をした、そういう事実をですね、お互いがここで披瀝してもらって、認識を新たにすることが私は大事であろうと思うのです。一般の差別でもなかなか部外の人には知られていないことが多いと思うのです。

特に同和問題については、宇部市などの委員さんでは、まだ同和問題ありますと言われるような委員もおられるわけです。隠すことは決して問題の解決には私はならないと思います。

そういうことで、できましたらスケジュールはほぼ決まっているようでありませけれども、そういう意味において、お互いが研修の場を持つというようなことを持っていただけならなあと考えております。お願いいたします。

(議長)

はい。ありがとうございます。これから分野別のですね、この見直しの審議をする過程の中で、当然それぞれ、御関係の分野から委員さんが出ておられているわけですから、そこですね、今のような現実といいますか、これを我々が知り合うということは非常に大事なことなので、その場で是非この御意見を通じた現在の状況をお聞かせいただくと、それを踏まえながら審議するというところでよろしゅうございましょうか。

他にございませんでしょうか。ないようでしたら、次回のスケジュールについてですね、事務局の方から、今いろんな御意見があります、具体的なものがあればお示しいただければと思います。よろしく申し上げます。

(人権対策室次長)

それでは、先程来より、次回の日程等についての事前の調整ということでお話がございました。今、事務局案として、第2回目につきまして調整をしていきたいと考えております。2回目の会議を10月の第3週の16日から20日の間で調整をさせていただけたらと考えております。

後日、事務局の方から、それぞれの委員さんの日程を確認させていただきますので、予め確認をしておいていただきたいと思いますとお願いをしておきます。

それから、それ以降につきましては、なるべく早く調整はさせていただきたいと思いますが、現時点、何月何日という話は、少しこの場ではできませんので御了解をいただきたいと思います。

(議長)

その他、ございませんでしょうか。

(人権対策室次長)

それでは、最後に。

お手元に、山口県の人権ふれあいフェスティバルのチラシを配布させていただいております。当フェスティバルは、毎年県内の各地で開催をさせていただいております。今年度は8月5日、山口市の市民会館において開催することとしております。委員の皆様方には後日御案内を差し上げます。是非参加をしていただければと思います。この場を借りて御案内申し上げますとともに、よろしく願いを申し上げます。事務局からは、以上でございます。

(議長)

はい。ありがとうございました。次回の日程についてはなるべく早くお示しいただけるといことで、どうぞ委員の皆様方、その日を是非、空けていただきまして、全員の方に御出席をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それから今、事務局からございました人権ふれあいフェスティバルにつきましても、是非我々委員の者も、これに積極的に参加すべきではないかと思っております。どうぞ、私の方からもお願いしたいと思います。

それでは、以上で今日の会議は終わりたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様方には御協力いただきまして、誠にありがとうございました。お陰様で予定よりも早く終えることができました。では、事務局の方、よろしいでしょうか。

(事務局)

委員の皆様方には、大変お疲れ様でございました。以上をもちまして、第1回目の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。